

## 若桜鉄道沿線周辺景観形成事業募集要領

八頭町では、若桜鉄道沿線を四季折々に美しい花や緑に彩られた良好な景観とし、観光資源としての魅力向上に繋げるため、若桜鉄道沿線の遊休農地や耕作放棄地又は駅舎周辺の草刈りや花苗・草花の植栽などを実施していただく方を以下のとおり募集します。

### 1. 対象事業

令和4年度中に実施する次の事業

①若桜鉄道沿線に点在する遊休農地又は耕作放棄地等の草刈り及び花苗・草花の植栽又は果樹の植樹

※事業者と地権者が異なる場合は、地権者の承諾が得られていること。

②若桜鉄道沿線又は駅舎周辺の草刈り及び花苗、草花の植栽

③①または②を継続して4か月以上取り組み、年3回以上実施するもの

### 2. 用語の定義

(1) 遊休農地

農地法第30条に規定する1号遊休農地及び2号遊休農地

(2) 耕作放棄地等

耕作を放棄している土地（1年以上作付け（肥培管理も）されていない土地のうち、今後も作付けする考えのない土地）及びすでに原野化している土地。

### 3. 応募資格

若桜鉄道沿線の集落及び個人又は任意団体

### 4. 委託料の額

1事業5万円（定額）

### 5. 対象経費

委託事業の対象となる経費は、次のとおりです。

○花木費（樹木・苗・種・球根など）

○資材費（鉢・肥料・用土・農薬・マルチ・防草シートなど）

○植栽道具（移植ゴテ・ジョウロ・スコップ・鎌・鍬など）

○草刈り代（燃料費・役務費など）

### 6. 募集期間

随時

### 7. 応募方法及び応募先

「若桜鉄道沿線周辺景観形成事業実施計画書」（様式第1号）を企画課へ提出してください。

※様式は、企画課でもお受け取りいただけます

## 8. 事業者の決定

上記7において提出のあった内容を審査し、事業実施の可否を決定します。

## 9. その他

- (1) 事業実施に当たり、事業者は町と委託契約を締結していただきます。
- (2) 事業実施に伴う作業等は、すべて事業者で行ってください。
- (3) 事業実施決定後であっても、事業実施に不適格と判断した場合は決定を取消す場合があります。
- (4) 委託料以外の他の補助金等を受けて実施するものについては、対象外とします。

### <お問い合わせ・提出先>

役場本庁舎企画課若桜鉄道運行対策室

八頭町郡家493番地

☎ 76-0212